




「しそかつ」推進します！ 宍粟市認定地域クラブを募集

<p>概 要</p>	<p>宍粟市では、令和 10 年 10 月の中学校部活動終了を見据え、地域資源や地域人材を最大限活用した子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の場づくりを進めています。令和 8 年度からは、まちづくり推進課内に「地域クラブ活動推進室（しそかつ推進室）」を新設し、専門的に部活動の地域展開を進めています。</p> <p>このたび、子どもたちの安全・安心な活動環境を確保するため、「宍粟市認定地域クラブ」の募集を行います。あわせて、募集に向けた説明会を開催します。</p> <p>■宍粟市認定地域クラブ募集説明会 【日 時】 令和 8 年 6 月 30 日（火）19 時～ 【会 場】 宍粟市役所 4 階 【対 象】 地域クラブの立ち上げ、また指導者としての参画を検討している団体・個人（高校生を除く 18 歳以上） 【申込み】 不要</p> <p>■宍粟市認定地域クラブ募集（第一次） 【期 間】 令和 8 年 7 月 1 日～9 月 30 日</p> <p>■留意事項 ※本募集は、活動拠点となる「認定地域クラブ（および指導者）」を募集するものです。クラブへの参加を希望する生徒募集ではありません。 ※関連情報は、宍粟市公式サイトにて順次公開します。</p> <p style="text-align: center;">宍粟市公式サイト「しそかつ！」のページ→</p> 
<p>参考資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宍粟市認定地域クラブの認定に関する要綱 ・宍粟市認定地域クラブ募集について ・【別紙】宍粟市部活動地域展開と地域クラブ認定スケジュール
<p>問合せ先</p>	<p>まちづくり推進課 地域クラブ活動推進室</p> <p>Tel 0790-63-3123</p>

宍粟市認定地域クラブの認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）」及び「宍粟市部活動地域展開推進方針（令和7年10月策定）」に基づき、認定地域クラブ活動を行う団体の認定（以下「認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、宍粟市認定地域クラブ活動申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請内容を審査するため、申請者に対し必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第3条 市長は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等により申請内容を審査し、申請者が次の各号に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、当該申請者を宍粟市認定地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）として認定するものとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 市長は、認定にあたっては、宍粟市認定地域クラブ認定審査会の意見を聴かなければならない。

(認定又は不認定の通知)

第4条 市長は、前条の規定により認定を行ったときは、宍粟市認定地域クラブ活動認定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により認定を行わないこととしたときは、宍粟市認定地域クラブ活動不認定通知書により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、認定の効力の発生日が属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第6条 認定地域クラブは、認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに宍粟市認定地域クラブ活動変更届出書により市長に届け出なければならない。

(休止の届出)

第7条 認定地域クラブは、地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに宍粟市認定地域クラブ活動休止届出書により市長に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第8条 認定地域クラブは、認定地域クラブとしての活動を行わなくなったときには、速やかに宍粟市認定地域クラブ活動認定取消申出書により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申し出があったときは、認定を取消し、宍粟市認定地域クラブ活動認定取消通知書により、当該認定地域クラブに通知するものとする。

3 市長は、認定の取消しにあたっては、宍粟市認定地域クラブ認定審査会の意見を聴かなければならない。

(認定の取消し)

第9条 前条に定めるほか、市長は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。

(3) その他市長が認定地域クラブとして不相当と認めたとき。

2 前項の規定により認定を取り消す場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(認定地域クラブに対する指導助言等)

第10条 市長は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(認定地域クラブに対する支援)

第11条 市長は、認定地域クラブに対して次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 生徒・保護者等に対する情報提供

(2) 地域クラブ活動の運営等への財政支援、学校施設等の優先利用その他の公的支援

(3) 地域クラブ活動への従事を希望する教職員等の兼職兼業の活用

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

宍粟市認定地域クラブ募集について

まちづくり推進課 地域クラブ活動推進室

宍粟市認定地域クラブの認定に関する要綱（令和8年7月策定）（以下「認定要綱」という。）に基づき、スポーツ、文化芸術活動が実施できる認定地域クラブを次のとおり募集します。

記

1. 応募資格

認定要綱に定めた内容を理解し、遵守できる活動団体であること。

2. 認定要件等

認定要綱第2条の規定を満たすこと。また、活動場所等は下記の条件を満たすこと。

- (1) 主たる活動場所は市内とし、応募団体が確保すること。
- (2) 活動時間については、平日2時間程度、休日3時間程度の活動を基本に、週11時間程度の範囲内とし、週2日以上以上の休養日を設けること。
- (3) 指導者は少なくとも2人以上配置し、安全管理を行うこと。

3. 申請方法等

認定要綱第3条に基づき、必要な書類等を提出すること。

(1) 提出先

宍粟市まちづくり部まちづくり推進課地域クラブ活動推進室

(2) 申請期間

令和8年7月1日～9月30日（第一次締切）

(3) 審査及び認定

申請内容を審査し、要件を満たすと認めるときは、市長が認定する。

4. その他

認定された地域クラブの役員及び指導者は、令和8年11月下旬に市が主催する指導者研修会等へ参加すること。

◇問い合わせ先

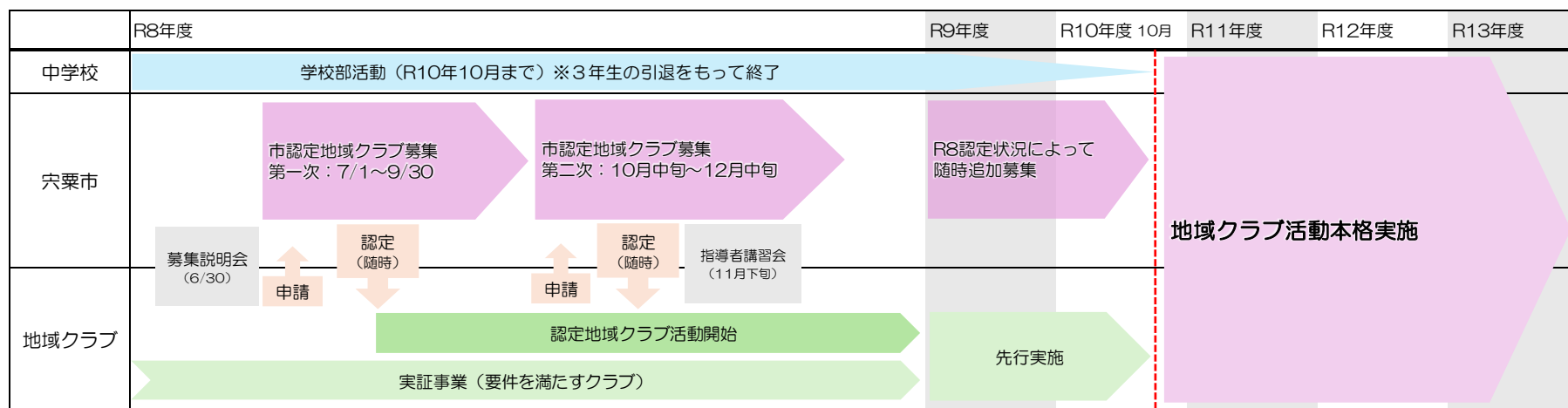
宍粟市まちづくり部 まちづくり推進課 地域クラブ活動推進室

TEL : 0790-63-3123 FAX : 0790-63-3064

学校部活動から地域クラブ活動へ

	学校部活動 学校教育の一環(教育課程外)	地域展開	地域クラブ活動 社会教育の一環(学校部活動の意義の継承・発展+新たな価値の創出)
活動主体	各中学校		各地域クラブ(認定地域クラブ)
指導者	当該校の教職員	子どもたちのニーズを反映	地域の指導者
参加者	当該校の生徒	校区外の生徒とのつながり	地域の生徒等(ほかの世代と一緒に参画する場合を含む)
活動場所	当該校の施設		学校施設、社会教育施設、地域の施設等
費用負担	部費	専門性の高い指導	会費(可能な限り低廉な参加費、保険料等)
補償	学校管理下		学校管理下外(スポーツ安全保険等)

宍粟市認定地域クラブ募集スケジュール



宍粟市認定地域クラブ認定要件(宍粟市認定地域クラブの認定に関する要綱第2条)

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること
- (6) 適切な運営体制が確保されていること
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること